



島根県報

平成26年1月31日（金）

号外第6号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第48号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町原田1537番3地先から同地先まで	前	メートル 11.30～ 14.93	0.87	隠岐支庁県土整備局 減幅 不用物件発生 払下げ
			後	11.30～ 11.47	0.87	
県道	米子伯太線	安来市伯太町未明64番2地先から同町安田宮内3番5地先まで	前	9.00～ 23.50	645.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	11.00～ 39.00	645.00	
〃	三瓶山公園線	大田市大田町大田字若宮イ481番1地先から同地先まで	前	14.25～ 30.52	32.88	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	15.24～ 32.36	32.88	
〃	川平停車場線	江津市都治町173番4地先から同町182番2地先まで	前	4.40～ 7.60	89.20	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	5.00～ 9.10	89.20	

島根県告示第49号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市島根町野井1032番1地先から同691番4地先まで	メートル 347.00	平成26年 1月31日	松江県土整備事務所	
〃	米子伯太線	安来市伯太町安田宮内402番3地先から同416番3地先まで	225.00	平成26年 1月31日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	
〃	三瓶山公園線	大田市大田町大田字若宮イ481番1地先から同地先まで	32.88	平成26年 1月31日	県央県土整備事務所 大田事業所	
〃	〃	大田市三瓶町池田字小坪田395番1地先から同町池田字地藏堂ノ下夕356番1地先まで	104.60	平成26年 1月31日		
〃	桜江金城線	江津市桜江町市山518番地先から同521番14地先まで	80.00	平成26年 1月31日	浜田県土整備事務所	